五日市小学校学校いじめ防止基本方針

葛巻町立五日市小学校 平成26年度策定

○ はじめに

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布された。その後、同法の施行に伴い、同年10月11日、文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」が示された。本校では現時点ではいじめは確認されていないが、これは不変のことでは無いものと考える。今後一層校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことを期し、本基本方針を策定するものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児 童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの熊様

【心理的な影響を与える行為】

- ・悪意のある冷やかし・からかい、悪口や陰口、脅し文句(脅迫)
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・パソコンや携帯電話等を利用した誹謗中傷

【物理的な影響を与える行為】

- ・遊ぶふりをしたり、間違えたふりをしたりして叩かれたり、蹴られたりする。
- 激しくぶつかられたり、悪意をもって叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(3) いじめに対する基本認識

学校内外での生活全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- 「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- 「いじめは、本校においても、どの子にも起こりうる。」
- 「いじめは、意識しないと見つけにくい。」

- (4) いじめに対する学校としての構え
 - ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に考え、常に危機感をもって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を行い、児童を守る。
 - ・小規模校のよさをいかし、すべての教職員がすべての児童の理解に努め、情報 を共有すると共に、指導にあたっても一致協力した組織的な体制で対応する。
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を教育活動全体を通じて 児童一人一人に徹底させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない学校・ 学級づくり」を進める。
 - ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
 - ・一旦いじめが発生した場合は、表面的な事象をもっていじめが解消したと安易 に判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を継 続し、保護者とも連携しながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 認め合う雰囲気のある授業、どの子もわかる・できる授業

学校生活の大半を占める授業時間がいじめの遠因にならないよう、以下のような 授業つくりを心がける。

- ・すべての児童に発言や活動する機会が保証されている授業。
- ・互いの意見を出し合い、深め合い、認め合うことのできる授業。
- ・どの児童もわかる、できる授業(充実感、満足感、達成感)
- (2) 自己有用感を高めると共に、やさしい心を醸成するような活動

学年・男女の別なく仲良くできる本校のよさを守り、さらに育てるために以下のような活動を継続していく。

- ・縦割りグループを組織し、学年男女関係なくふれあい、仲良く協力して取り組む活動。(行事、清掃、バースデイランチ、業間遊び、登下校等)
- ・集会等において、お互いの活動や発表に対し、認め合い、高め合う視点での 感想交流を行う活動。
- (3) 生命や人権を大切にする指導

児童一人一人に、命を大切にする心、他を思いやる心、自然を愛する心を醸成する指導を心がける。

- ・道徳の授業
- ・理科や総合的な学習での動植物の飼育、栽培活動
- ・全校朝会での校長講話や学級での担任からの指導
- ・復興教育の副読本を活用した授業

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 児童の些細な変化に気づけるような日常のふれあいや観察

始業前や休み時間、放課後等日常的に児童と対話したり遊んだりしてふれあう中で、個々の児童の表情、様子、言動や児童同士の関係性を観察するよう努める。

・登下校時の様子を見守り、児童の様子を把握する。(校長)

- ・始業前に教室に行き、児童の様子(表情、服装、持ち物等)を把握する。(担任)
- ・朝の会の健康観察は、教師が行い、一人一人と言葉を交わす。(担任)
- ・休み時間、掃除時間、放課後等できるだけ児童とふれあい、会話するよう努める。 (全職員)
- (2) 定期的な児童アンケート及び教育相談(面談)の実施

学期に1回児童へのアンケートを実施し、個々の児童の悩みやうれしかったこと等を 把握し、それに基づいて必要に応じ教育相談を行う。

(3) 児童の様子や変化の共有

定例の職員朝会、職員会議、校内研の場の他、日常的な職員室の会話においても、全職員が全児童の担任の意識で児童の情報を共有する。

- ・クラブ、委員会、縦割り掃除、休み時間等の様子
- ・養護教諭からの情報。
- 日記や連絡帳の記述。
- ・保護者、地域からの情報。

4 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめを発見したり、いじめの通報を受けたりした際の対処

【いじめ発生時の基本手順】

- ① 情報収集。(学級の児童、仲のいい友達、同じ地区の児童等)
- ② 組織的対応。(生徒指導委員会で話し合い、対応、役割分担等を決める。)
- ③ 当事者(被害児童、加害児童)からの事実確認。※同時に別々の場所で行う。

いじめの事実を確認したら

1 組織的に指導、支援

生徒指導委員会

(管理職、生徒指導主事、 養護教諭、関係担任)

- ・教育委員会への報告・連絡・相談
- ・ 当事者への指導・支援
- ・保護者との連携
- ・専門機関への相談 ※場合によっては警察へ



2 児童への指導、支援

- ・いじめられた児童に寄り添い支える支援
- ・いじめた児童への指導・支援
- ・いじめを見ていた児童への指導

3 保護者との連携

被害児童、加害児童両方に家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の対応について 話し合う。

- (2) いじめが起きた集団への対応
 - ① いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捕らえさせる。
 - ② 学級での話し合いをもつなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、自分たちの学級、学校から根絶しようという心や態度を全員に行き渡らせる。
 - ③ すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう教職員全員で支援する。
- (3) ネットいじめへの対応
 - ① インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため葛巻町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
 - ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
 - ③ インターネットの利用環境等について家庭の協力を得る。

5 重大事案への対処

- (1) 重大事案とは(いじめ防止対策推進法 第28条)
 - ① いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき。
- (2) 重大事案への対処

重大事案と判断した場合は、いじめを受けた児童の立場に立ち、当該児童を守るために最大限の措置を行う。

当該児童の生命、身体または財産に重大な被害を生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署(葛巻駐在所、岩手警察署)に相談または通報し、適切な援助を求める。

(3) 重大事案の報告

重大事案が発生した場合は、速やかに葛巻町教育委員会に報告する。

(4) 重大事案の調査

重大事案が発生した場合には、町教育委員会の指導のもと、速やかに事案の要因及び背景等について調査を行う。

その際、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性と中立性を確保する。

調査結果については、町教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

6 いじめ防止に係る学校評価について

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において以下2点を加え、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組は適切に行われているか。
- ② いじめを防止するための取組は適切に行われているか。